

R05 熊情審第 000052-5 号
令和 6 年 1 月 1 6 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 西野 弘一

答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

熊取町長は、令和 4 年 1 2 月 2 7 日付 4 熊総第 3 4 6 8 号により行った情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求については、不適法であることから、却下すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 1 3 日に、熊取町長に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・熊取町が本人以外の第 3 者から個人情報を収集した経緯のある個人情報取扱事務登録簿のうち、当該第 3 者に対して熊取町が収集しようとする「個人情報の対象者の範囲」や「個人情報の記録項目」を明確にして通知しなかったもの。

なお、当該第 3 者に対して個別に通知せずとも熊取町が一般に公表した文書等で提供すべき個人情報の対象者の範囲とその記録項目が明白であったもの、当該第 3 者が提出する書類の書式等が定まっており、提供すべき個人情報の対象者の範囲とその記録項目が明らかであったもの、または本人以外の第 3 者が個人情報を本人の同意なく提供することが法律上認められているものを除く。

また、当然のことながら上記の内容は個人情報を収集した時点においてのことである。

2 本件処分

熊取町長は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 2 月 2 7 日付 4 熊総第 3 4 6 8 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 4 月 6 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法

律第 68 号) により、熊取町長に対し審査請求 (以下「本件審査請求」という。) を行った。

4 処分の取消し

熊取町長は、令和 5 年 10 月 11 日付けで本件処分を取り消した。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、情報公開請求の対象となる情報として、平成 30 年 4 月 1 日に登録された個人情報取扱事務登録簿 (事務の名称が「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」) が該当するものと考え、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めるというものである。

(1) 請求情報の内容の前半部分について

令和 3 年 12 月 17 日付け 3 熊保育第 2207-6 号及び第 2207-7 号のとおり、当該事務において、応募事業者に虐待を受けた児童や障害を持つ児童の個人情報を提出するよう熊取町が明示したものは存在せず、かつ、熊取町が一般に公表した文書も存在しない。

(2) 請求情報の内容の後半部分について

当該事務に係る「町立西保育所民営化移管先事業者応募要綱」及び熊取町指定の申込書等に虐待を受けた児童や障害を持つ児童の個人情報のうち、具体的に個人情報を記載するよう明示されたものはない。また、民営化事務は法律に基づく事務ではない。

3 熊取町長の弁明に対する反論

情報公開条例の基本的な理念は、条例第 1 条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的としている。

熊取町は情報公開決定処分が何故、情報公開審査会に本審査請求の答申を行ったのか。令和 5 年 3 月 22 日以前に答申を行っているのであれば、納得できるが、同日以降に答申を行っているのであれば、理解しがたい。答申を行う時点ですでに情報公開決定処分が誤ったものであったと判明していれば、答申を行わず、誤った情報公開決定処分を取り消し、改めて情報公開決定処分を行うべきではないのか。情報公開審査会を通せば、情報が公開されるまでに日数を要することは明白である。何故、情報公開審査会を通す必要があるのか。それが同条例の目的とするところなのか。

第 4 熊取町長の主張

熊取町長が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

審査請求人は、平成30年4月1日に登録された「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」に係る個人情報取扱登録簿が該当するとしているが、情報公開請求の中では、「当該第3者に対して個別に通知せずとも熊取町が一般に公表した文書等で提供すべき個人情報の対象者の範囲とその記録項目が明白であったものを除く」としている。

これについては、町としては、当該登録簿は事務として個人情報保護条例第7条第3項各号の内容を包含していると捉え、包括的に登録していると考えており、かつ、住民情報コーナーにおいて一般の縦覧に供していることから、除かれるものに該当すると考え、当該登録簿を除けば、請求に係る情報は不存在としたもの。

なお、当該登録簿に関しては、令和5年3月22日付け4熊情審第10004-1号の熊取町情報公開審査会からの答申では、個人情報保護条例で定める届出項目を満たしておらず、町が主張する、包含している、という主張は認めがたいものであること、と判断されている。

従って、当該登録簿は前述と異なり、除かれるものには該当しないものとなる。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、熊取町長の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

なお、当審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。

2 本件処分の妥当性について

熊取町長は、令和5年10月11日付けで本件処分を取り消し、改めて開示決定を行っており、審査請求の対象となる処分が存在しないことから、当該審査請求は不適法なものと判断せざるを得ない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年 4月17日 諮問書の受理
- ② 令和5年 7月10日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和5年 7月31日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和5年 8月28日 審議（審査請求人、熊取町長の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和5年10月11日 情報公開決定処分の取消しに係る通知文を受理
- ⑥ 令和6年 1月16日 熊取町長へ答申

第7 審査会委員

熊取町長の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
西野 弘一	弁護士	会長
清弘 正子	大学准教授	副会長
橋本 匡弘	弁護士	
片山 直子	大学教授	
松本 淳	大学院教授	